



秋の観光シーズンとなりました。街がにぎやかになるのは、喜ばしいことですが、まだまだ、油断はできません。コロナ対策は、怠らないようにしたいものです。

さて、10月の包括ケア会議は、精神疾患を持つ方の退院支援について、居宅介護支援事業所、サービス付き高齢者住宅、医療関係者の皆さんに参加いただき、検討しました。

★退院後の住居について検討

今回検討したのは「退院時期となっているが、新たな住居が決まらない精神疾患の方」についてです。

今年春ごろから、ご近所の方への迷惑行為が繰り返されるようになったために、夏の初めに、精神科へ入院となりましたが、治療の効果がないため、退院の方向となっています。

しかし、家は長年のごみ屋敷。安全に暮らせる場所ではなく、独居となるために、服薬管理もきちんと行われぬ可能性が高いので、主治医からは、退院後は施設に入所させるべきとの指示が出ました。介

護度は「非該当」であるため、介護施設への入所は不可、自立した人向けの施設でも入所は困難になっています。

そこで、

- 1・転院できる病院を探す
 - 2・障がい者施設も含めて施設を探す
 - 3・自宅で生活できる方法を探る
- といった方針が打ち出されました。

特に3を選択する場合は、医療機関だけでなく、警察や消防、住民との協力は不可欠であることを確認し、今後、本人、家族と検討を重ね、結論を出していくこととなりました。

＊＊9月の検討事例の経過報告＊＊

★「生活支援が必要だが、本人に認識のないケース」

本人は滞納金の支払いに動くなど、問題解決に向けた意欲が感じられるようになりました。親族には何度電話・手紙を試みても一向に連絡がつかないため、連絡を取り合う意思がないと判断し、重要なことは本人を通して伝える方針としました。



検討事例
募集中

困難事例でお悩みでしたら、一緒に事例検討しませんか？
下記までご連絡よろしくお願いたします。